

平成28年度 第2回
紀の川市総合教育会議会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年3月3日（金）午前10時25～
- 2 会 場 紀の川市役所 4階 401中会議室
- 3 出席者 中村慎司・貴志康弘・佐野一男・森岡一郎・平哲也
- 4 欠席者 大成秀明
- 5 出席職員 市長公室長西川直宏・企画部長森本浩行・総務部長上山和彦・教育部長稲垣幸治・教育審議監寺本達也・教育総務課長藤井丈士・学校教育課長谷口永司・次長兼生涯学習課長金岡哲弘・次長兼生涯スポーツ課長吉川博造・主任指導主事三嶋和哉・教育総務課主幹田村浩美・教育総務課神田友紀
- 6 傍聴者 なし
- 7 協議事項 （1）紀の川市立小中学校の学期制及び長期休業期間の短縮のあり方について
（2）コミュニティスクールについて
- 8 議事の要旨
 - 開会
 - 市長あいさつ
 - 協議事項

（1）紀の川市立小中学校の学期制及び長期休業期間の短縮のあり方について

教育部長【資料に基づき事務局から説明】

検証委員会には「2学期制の成果と課題今後のあり方」「長期休業期間の短縮の成果と今後のあり方」の2つの事柄を審議いただきました。

検証委員会としては、長期休業を区切りとした3学期制への移行が望ましいとの結論。また、3学期制に移行するにあたっては、移行までに十分な準備と配慮をもって行う必要があることや、3学期制が導入された後も、2学期制の下で創意工夫された連続性のある学習活動や、子どもと向き合う時間などの成果を維持発展させ、学習意欲を高め、望ましい学習習慣を育成するよう努めること。

これらの答申を受け、皆様方のご意見をいただき、教育委員会として方向性を見出していく必要がございますので、ご意見を賜りたいと思います。

市長

ただ今、教育部長から説明のあった学期制について、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

委員

答申の内容は、2学期制から3学期制へ移行が望ましい。移行にあたっては、2学期制の成果を十分に活かして新たな3学期制を構築するために、準備委員会で充

分検討し移行することが必要である。色々、検討していただいた結果と思います。私自身も結果的には、この審議のまとめに賛成でございます。また、賛同したいと思います。

賛同の理由ですけれども、なぜ2学期制を取り入れたかというのは、完全週休2日制というのが導入されたため、特に授業時数、土曜日の授業ができないという時期がございまして、一番困ってきたのは、カリキュラムを全然変えることなく、今までの授業時数でやっていかなければならないという中で迫られてきたのは、特に中学校で、授業時間を確保しなければいけないという問題が出てきました。

学校行事の制限や授業時数の確保で、ほんとうに色々なことで、どこで時間数を増やしていくか、絶えず議論してきた中で、各市町村の事例も参考にさせていただいて取り組んできた経緯がございました。ちょうど市町村合併がありまして、その中でも色々と討議をしていただいて、中学校に2学期制を取り入れることになったのかなと記憶しております。

色々資料を見させていただいて、各学校の先生や、保護者の意見も見させていただく中で、この2学期制の改善というのが70%~80%のご意見が多くなっていると思います。

2学期制の成果、課題も総じて私自身が思うのには、授業時数の確保というあたりでは、学校訪問を行かせていただく中で、各学校ともほんとうに学校行事の精選を行ったり、年間教育計画をきっちり取り入れてくれて、1年間どのように授業時数を確保していくかという取り組みが、すでに各学校ともできていると思います。また、ハード面でもエアコンを全部の学校で入れていただいて、暑い中でも学習できてきている環境が整ってきていると思っています。そういう中で、3学期制への移行を紀の川市の小中学校全体で一緒にそろえてできるのかということ、これからの紀の川市の教育をどう進めていくかということなど、議論をするうちに色々な克服すべき課題が多く出てきていると思います。

そういう意味で、3学期制の導入、改善ということで賛同したいと思います。

市長

ありがとうございます。他に、何かございませんか。

教育長

2学期制導入にあたっては、当時、画期的な施策であったのではないかと思います。中学校3年生の授業時数を確保するのが厳しい状況の中で、それを導入して余裕を持った授業を、その当時していただいていたと思います。

その後、各小学校中学校のエアコン導入ということで、現在では、授業時数も夏休みを短縮することによって確保できているのではないかと思います。

一番の問題である、紀の川市に2学期制と3学期制が混在しているというのが何とかしたいところでございまして、この平成29年度にすべての小学校にエアコン

が導入されるので、この時期がベストなタイミングで3学期制が導入していけるのではないかと考えています。平成29年度、1年間で3学期制を導入する準備期間として、平成30年度4月1日から実施をしたいと考えているのですが、そのことについて市長さんはいかがでしょうか。

市長

小学校中学校の中で、今、2学期制を実施しているのは貴志川だけですか。

教育長

小学校は貴志川だけです。

市長

中学校は？

教育長

中学校は、全部です。鞆渚は小中学校一緒なので、中学校に合わせています。あとの小学校はすべて3学期制。中学校は全部2学期制です。

市長

2学期制と3学期制の効果というか、3学期制のところも長期休暇を短縮して授業時数を確保しているということですか。

教育長

小学校はできています。

市長

授業時数の確保ができていうことであれば、冷暖房もできたし、夏休みを短縮してもやっていけるということですね。長い間、2学期制と3学期制を見ながら紀の川市は来ているのだから、どちらかに統一する時期に来ているのではないかと思います。ただ、特に保護者に、なぜ2学期制を3学期制に戻すのか、今日までの経過を十分に周知徹底していただいて、統一して3学期制に戻すということを理解してもらわなければならないと思う。それだけやってもらえれば、いいと思います。

教育長

ありがとうございます。

市長

2学期制を3学期制に統一していくという進めを、平成29年度中に色々やっていくということでよろしいですか。

全員

はい。

市長

次に長期休業期間の短縮のあり方について、説明願います。

教育部長

現在、夏季休業期間は小学校では3日、中学校では7日間それぞれ短縮しております。今般、2年間実施いたしました夏季休業期間の短縮につきまして、成果や課題がなかったかの検証、また夏季休暇を小中学校ともに同じ期間に変更することについての意見も求めたいと考え、諮問をさせていただいた次第でございます。答申では、授業時数の確保には大きな成果があったと認められること、また、長期休業期間の子どもの過ごし方に課題を抱える保護者からは、規則正しい生活が送れると評価が寄せられております。

ただ、小学校の休業期間を中学校と同じ期間に短縮することについては、拡大を望む保護者が半数以上いるものの、保護者も教員も多様な考えがあることも判明し、夏季休業では、子どもたちに経験や体験を広げ、深めるには非常に意味があり、普段できない貴重な機会であるという捉え方であります。また、教員にあつては、授業力向上のため、夏休み後半に準備と研修参加の時間確保が必要であるという意見もございました。

したがって、検証委員会では、夏季休業期間の短縮は現状維持し、この間にさらに検証を深めることが望ましいという結論でありました。またその際に、無理のない教育課程を前提として、近年の臨時休校の日数などから授業時数に必要な日数を算出した上で、お盆休み以降の児童生徒の新学期への準備に必要な日数を検討するとともに、教員の授業準備のための時間確保に配慮し、休業期間のあり方を検証する必要がある、と。

これらの答申を受けまして、皆様方のご意見をいただきまして、教育委員会としての方向を見出していく必要がございますので、ご意見を賜りたいと思います。

市長

今、長期休業期間の短縮のあり方について、審議のまとめを教育部長から説明ありましたが、委員の皆様から何かご意見はございませんか。

委員

審議のまとめは、中学校が7日間、小学校が3日間という中で、小学校の先生方や保護者との意見のパーセントが少し違う部分があつて、当面は現状維持であつて、さらに検討することが望ましいと書かれています。これにつきましても、さらに色々と検討していただいて、今後の学校現場に活かしていただけたらと思いますので、私もこの答申に賛同でございます。

教育長

紀の川市においてはハード面のエアコン等が完備されて、大変、学習環境が良くなりました。そういう中で、小学校が3日、中学校が7日間、現在、短縮しております。小学校においては、授業時数は足りています。中学校においては7日間ということで、1週間短縮しておりますので、充分ではないかなと考えております。これ以上、小学校においても短縮するというにつきましては、保護者の意見では、

短縮した方がよいという意見もありますが、子どもたちにとっては、学校では体験できないことを家庭や地域で体験するのが夏休みであるということを考えております。

そういうことから、長期休業期間の短縮については現状の短縮を維持しつつ、さらに検証を進めていきたいなと思っております。その方向で、できたら進めていただきたいと思っております。

市長

長期休業期間の短縮については、現状維持。中学校は1週間、小学校は3日間で当分いかせてもらうということで。

全員

はい。

(2) コミュニティスクールについて

教育部長【資料に基づき事務局から説明】

法的な根拠といたしまして、「学校教育法に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」というのが掲げられ、平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されて、学校運営協議会制度が導入されました。この学校運営協議会を設置する学校のことを、コミュニティスクールと呼びます。文部科学省では、第2期教育振興基本計画において、コミュニティスクールを全公立小中学校の1割に拡大することを成果指標に定めて推進を図ってきたところです。

現在、和歌山県では新宮市に1校だけ導入されている例があるものの、進んでいないというのが現状で、和歌山県教育委員会では、平成29年度から3ヵ年で、県内すべての学校での実施を要請しているところでございます。なぜ、コミュニティスクールを導入するかと申しますと、子どもを取り巻く環境や、学校が抱える課題は複雑化・困難化しておりまして、学校と地域の連携、協働の重要性が指摘されていることから、地域力を活かした学校運営を行うためでございます。

学校の教育目標や、学校経営計画の基本方針を承認するという権限がございます。現在もあります共育コミュニティとの連携・協働して支援していく体制になりますので、より強固な連携協働がなされると期待されております。

コミュニティスクールにつきましては、まず、この総合教育会議で方針を議論いただきましたあと、必要な進めというのは、資料に掲げておりますスケジュールに沿って進めていかなければならないと考えていますので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

市長

コミュニティスクールについての説明がございました。委員の皆様から、何かご意見ご質問はございませんか。

教育長

このコミュニティスクールについては、平成16年に地教行法が改正され、制度が導入されましたが、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるということに、文科省ではなっております。これについて、和歌山県の状況はどうなっていますか。

部長

学校運営協議会の権限の中には、教職員の人事に関する件も入っております。それぞれの例規を定める中で、運営協議会が人事に関しては議論しないというところもたくさん出ておりまして、和歌山県の方針といたしましては、人事権に関しては議論には入れないと決定しているようでございます。

教育長

県の方では教職員の任用に関しては、「教育委員会に意見を述べるができる」という部分の「できる」を削除しているということで、一番危惧していたのは、そこでございます。

このコミュニティスクールについては、現在、学校評議員というのが学校に置かれています。学校評議員会というのを開いて、学校の方針であったり、学校に来ていただいて様子を見ていただいたり、3学期のまとめの時期に最後の会を開いて反省をするというような会も、今、ございます。もうひとつ、共育コミュニティというのが今年から、紀の川市全域ではじまりました。地域の方が学校に入って、学校のニーズに合ったことを、ボランティアで地域の方にさせていただくということで、それも根付いてきました。そういった中で、このコミュニティスクールについても、学校の応援団になっていただきたい。運営協議会の方に、今まで共育コミュニティのボランティアさんに学校からお願いしてもなかなか来てもらえないようなボランティアさんに、運営協議会の委員さんを通して来てもらったり、地域の方に学校のがんばっている様子をもっと広めていただけるようにしたい。悪いことはすぐ広まるが、良いことはなかなか広まりません。学校の子どもたち、先生方ががんばっている様子を地域の方に広めていただく、そういった運営協議会にしていけばと考えております。市長から、「進めていけ」と言っていただければありがたいです。

委員

コミュニティスクールというのは、なかなか理解しにくかったのですが、委員会の中で色々と説明していただきました。その中で、平成29年、30年、31年の3ヵ年の間に、県下全域で設置していこうという運びになるのではと聞かせていただいています。今も教育長が、人事の件の内容が入りませんよと言ってくださったのですが、ここが今までネックになって設置できなかったのではと。そのあたりが県の方針で、きっちり話ができていると聞いているので、地域の方に学校を支えていただき、地域の人に応援団になっていただきたいです。特に、各学校とも、

地域の人がどんどん学校へ入ってきて色々とサポートしてくれ、共育コミュニティも色々な場面で取り組んでくれて、盛り立ててくれているというのが現状だと思います。

学校運営協議会というのは、構成メンバーは10人～13人ほどのことですが、現実的には評議員の方もあるし、共育コミュニティも実施していると聞いています。さらに規模的に少し大きくなるのかなと思うのですが、大勢の人に支えていただけたらなということで、スムーズに学校運営協議会を立ち上げ、進めていけるのではないかと、徐々に勉強させていただいております。

一番に思うことは、子どもが健やかに育ってくればよいので、みんなの力でできたらいいなと思っていますし、できるだけ、早い時期に導入していけたらよいのではと思います。やると手を挙げている学校もあると聞いているので、できる学校から進んでやっていただけたらと思っているのですが、いかがなものでしょうか。

教育長

それぞれの学校で評議員会を開き、共育コミュニティも根付いてきている中で、特に地域の方に支えていただいている学校というのが紀の川市は多いので、充分やっていけるし、手を挙げている学校もあります。ただ、教育目標、教育計画の基本方針の承認という、学校運営に対して意見を述べるができるという項目がありますので、このあたりはそれぞれの学校長の学校経営の力が試されるのではないかと思います。この運営協議会の委員さんを選ぶ力であったり、学校経営を適切にしているかとか、そういった面で校長の力量が試されるので、校長先生にとっても力をより発揮できる、力を付けていけるのではないかと考えております。

委員

学校の応援団というふうに思っていますので、早い時期に導入していただけたらと思います。

市長

先生と子どもと保護者だけではなく、地域ぐるみで学校を盛り上げていくことが大事ではないかなと思います。ただ、慎重にやらないと、先生を萎縮させたり、あまりにも強い意見が出たりして、学校と地域がかえってめちゃくちゃになってはいけない。そのあたりを慎重にと思います。

前向きに取り組んでいくということで。

○ 閉会